

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年10月16日（令和5年（行個）諮問第246号）

答申日：令和6年7月12日（令和6年度（行個）答申第56号）

事件名：特定日に本人から申出のあった事案に係る検討のため担当官が作成した資料及び特定労働局との共有資料等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「開示請求者からの外部通報後、令和5年特定月日に申出のあった事案について検討のため担当官が作成した資料、特定労働局との共有資料及び特定労働局とやりとりした文書（電子メール）及び添付資料一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年6月28日付け厚生労働省発地0628第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 理由

さらに開示されるべき情報が含まれていると考えるため。

イ 趣旨

保有個人情報の開示であるのに、何故局幹部会議の資料等がついているのか、まったく分からない。通常は非該当として処理する。

考えられるものとして、開示されたメールの添付資料だとして、そうであれば、その資料について言及している該当文章は、不開示とされた適正な事務を遂行できなくなるおそれには該当しないはずである。

また、やり取りされたメールの中で、メール作成者の私に対する担当官の個人的見解感想が不開示となるのは理解できるものの、私が担当官に伝えたこと、発言したこと、私に本省及び局対応者が説明

した内容等は、既に私が保有している情報であり、メールの全文が不開示情報に該当するとは思えない。対応した職員が、私に対して何を説明し、何を説明していないのか、本開示請求処理において精査されていないと判断するので、審査請求を行う。

なお、不開示理由である職員への反発、苦情は本件文書が開示されたとしてそれを事由として行うのではなく、ハラスメント相談体制、その後の本省担当部局の対応状況について申し立てる正当な権利（人事院の苦情相談において「勤務環境の改善」）であり、開示されたとして事後的に行うことは一切ない。この不開示理由は開示請求者である職員の人格を貶める表現であり強く抗議する。

非難とは相手を責めることである。これまでの対応でも、また今後の対応でも、私が職員個人を責めたことはない。その職責にある者として苦情は複数回申し立てているが、個人的な人格攻撃をしたことは一切ないし、今後もない。

（後略）

（２）意見書

諮問庁が審査会に提出した理由説明書には、本件審査請求により原処分にて不開示となった部分の一部（対象文書文書番号２５）を新たに開示するとあるが、これに対する不開示該当性がないと判断した理由の記載が一切ない。

当該箇所について、原処分では法７８条１項６号該当性ありと判断したにもかかわらず、本審査請求を経て該当性なしと判断するに至った詳細な説明を求める。

また、理由説明書記の３において、審査請求書別紙にて記載した趣旨の箇条書きのうち、１番目の局幹部会議資料について何ら言及がない。

本審査請求は、不開示の妥当性について判断するとともに、開示されたものと不開示とされたものの、両方の処分妥当性を判断してもらうために行ったものであり、不開示の維持妥当性のみを主張する諮問庁の理由説明書は、審査請求人が、なぜ保有個人情報の開示請求を行わなければならなかったのか、さらに審査請求を行わなければならなかったのかという点を顧みることなく、引いては理由説明書記の３の（３）において、「開示目的の正当性を主張して（略）」と審査請求人の主張を切り捨てている。

法７８条１項６号において、「開示することにより（略）、不当に（略）」と規定されている以上、当不当の申立てがあっても何ら矛盾することはない。不当にとある以上、率直な意見の交換、意思決定の中立性、国民の間に混乱云々は、開示請求人が不当にこれらの懸念される事象を引き起こす蓋然性について個別具体的に判断される必要があると思料す

る。

さらに諮問庁は、法 78 条 1 項 7 号柱書きに該当すると主張し、各号の該当性について明確に判断していないとするが、事案の性質上、7 号各号のうち、「へ」以外については当てはまらない事案であることは明白であるところ、「へ」への非該当性を主張しないことで、厚生労働省が定めるハラスメント相談体制、相談内容の人事流用性を自ら認めているという決定的な自己矛盾を生じさせていると思料する。また法 78 条 1 項 7 号柱書きのうち「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の該当性につき、事務及び事業の遂行に支障を及ぼすとは、個別の事案に対してそれぞれ判断されるべきものであり、国の事務だからといって個別の事情を一切考慮することなく判断すると主張すること（理由説明書において「請求人に限らず」と主張。）は、法 78 条の規定を根拠にして、本法の趣旨、保護法益を無視した暴論と言える。

以上により、審査請求人は、法 78 条該当性の判断は個々の請求案件ごとに判断されるべきと主張し、審査会においては、審査請求人の保有個人情報について詳細な審査、個別具体的な開示・不開示該当性の判断を求める。（後略）

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和 5 年 5 月 23 日付け（同月 25 日受付）で、処分庁に対して、法 76 条 1 項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁は令和 5 年 6 月 28 日付け厚生労働省発地 0628 第 1 号により、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、同年 7 月 17 日付け（同月 18 日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち、一部を開示し、その余の部分については、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象保有個人情報の特定について
（略）
- (2) 不開示情報該当性について

ア 法 78 条 6 号（原文ママ）

対象文書のうち、別表に掲げる文書番号 5，8 ないし 12，15 ないし 17，19 ないし 22，25 ないし 26 及び 29 の不開示部分には、担当者の意見の記載があり、仮にこれらの情報が開示される

こととなれば、本件対象保有個人情報に係る申出事案のみならず、今後の申出事案に対応することとなる職員は、審査請求人に限らず申出人から反発、苦情、非難を受けることなどを恐れ、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態が想定され、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、法７８条６号に該当することから、不開示を維持することが妥当である。

イ 法７８条７号柱書き（原文ママ）

対象文書のうち、別表に掲げる文書番号１ないし１０、１４、１６、１８ないし２５及び２７ないし２９の不開示部分には、申出人の動静及び事案への対応のために関係機関間で共有を図った内容等の情報があり、仮にこれらの情報が開示されることとなれば、本件対象保有個人情報に係る申出事案のみならず、今後の申出事案に対応することとなる職員は、審査請求人に限らず申出人から反発、苦情、非難を受けることなどを恐れ、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載をする事態が想定され、また、必要な情報共有に消極的になるなど、適正な事務の遂行ができなくなるおそれがあるため、法７８条７号柱書きに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

(３) 審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求書において、「私が担当者に伝えたこと、発言したこと、私に本省及び局対応者が説明した内容等は、既に私が保有している情報であり、メールの全文が不開示情報に該当するとは思えない。」と主張している。しかしながら、原処分において不開示とした部分が不開示情報に該当することについては、上記３（２）で述べたとおりである。

また、「職員への苦情、反発は本件文書が開示されたとしてそれを事由として行うのではなく、…申し立てる正当な権利…であり、開示されたとして事後的に行うことは一切ない」と主張し、開示目的の正当性を主張している。しかしながら、開示目的に応じ開示・不開示の基準を設けることは適当ではなく、法に基づく開示請求については、法７８条１項各号に基づき、開示・不開示を判断すべきものであり、その主張は開示決定等の結論を左右するものではない。

４ 結論

以上のことから、本件審査請求については、原処分における不開示部分のうち一部を開示し、その余の部分については不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和５年１０月１６日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同月３０日 審議
- ④ 同年１１月２７日 審査請求人から意見書を収受
- ⑤ 令和６年６月２７日 本件対象保有個人情報を見分及び審議
- ⑥ 同年７月５日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法７８条１項６号及び７号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分（別表の２欄に掲げる部分のうち、文書番号２５の４頁２５行目、５頁２行目及び３行目の部分を除く部分。以下「不開示維持部分」という。）については、なお不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の４欄に掲げる部分）について

ア 通番１３（１）及び通番１６（１）

通番１３及び通番１６の不開示部分のうち、別表の４欄に掲げる部分（通番１３（１）及び通番１６（１）に対応する部分）は、原処分において全部開示されている文書番号１３の局内会議資料について、提供を依頼又は提供した際のメールの記載であり、特定労働局におけるこれまでのハラスメント対策を確認するものである。当該部分は、原処分において開示されている情報から審査請求人が推認できる情報であり、これを開示しても、担当者間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又はハラスメントの申出人から反発、苦情、非難を受けることなどを恐れ、適正な事務の遂行ができなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって、通番１６（１）は法７８条１項６号に、通番１３（１）は同項７号柱書きにそれぞれ該当せず、開示すべきである。

イ 通番１７、通番２２及び通番３２（２）

通番１７、通番２２及び通番３２の不開示部分のうち、別表の４欄に掲げる部分（通番３２については通番３２（２）に対応する部分）は、審査請求人から特定労働局の担当官及び厚生労働本省の担当官あて送付されたメールである。当該部分は審査請求人が知り得る情報であり、これを開示しても、ハラスメントの申出人から反発、

苦情，非難を受けることなどを恐れ，適正な事務の遂行ができなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は，法７８条１項７号柱書きに該当せず，開示すべきである。

ウ 通番２，通番３，通番５，通番７，通番９，通番１３（２），通番１４，通番１６（２），通番１９，通番２０，通番２３ないし通番３０，通番３２（１），通番３３，通番３４，通番３８及び通番３９

標記の通番の不開示部分のうち，別表の４欄に掲げる部分（通番１３については通番１３（２），通番１６については通番１６（２），通番３２については通番３２（１）に対応する部分）は，メールの冒頭及び末尾に記載された定型的な挨拶部分である。当該部分はこれを開示しても，担当者間の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ又はハラスメントの申出人から反発，苦情，非難を受けることなどを恐れ，適正な事務の遂行ができなくなるおそれがあるとは認められない。

したがって，当該部分は法７８条１項６号及び７号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法７８条１項６号該当性について

通番６，通番１０，通番１２，通番１４ないし通番１６，通番１８，通番１９，通番２１，通番２３，通番２５，通番２７，通番３０，通番３３，通番３５及び通番３８の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く）は，審査請求人からのハラスメントの外部通報に対して，事案の検討のため担当官が作成した資料及び特定労働局の担当官とのメール，添付資料の一部のうち，担当官の意見等が記載されている部分である。不開示部分には，事案の対応に当たり，厚生労働本省の担当官と特定労働局の担当官が，率直にやり取りをした内容が記載されていると認められる。

当該部分はこれを開示すると，今後のハラスメント申出事案の対応に際し，申出人から反発，苦情等を受けることを恐れ，率直かつ詳細な記載を避けることが想定され，率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるとする諮問庁の説明は，これを否定することまではできない。

したがって，当該部分は法７８条１項６号に該当し，不開示とすることが妥当である。

イ 法７８条１項７号柱書き該当性について

通番１ないし通番５，通番７ないし通番９，通番１１，通番１３，通番２０，通番２４，通番２６，通番２８，通番２９，通番３１，

通番 3 2，通番 3 4，通番 3 6，通番 3 7 及び通番 3 9 の不開示部分（別表の 4 欄に掲げる部分を除く）は，審査請求人からのハラスメントの外部通報に対して，事案の検討のため担当官が作成した資料及び特定労働局の担当官とのメール，添付資料の一部のうち，事案の対応のために関係機関の間で共有を図った内容等の記載である。ハラスメントに関する苦情相談が職員からされた場合には，苦情相談に係る問題を解決するため，迅速かつ適切に対処しなければならないところ，この対応に関する情報が申出人に開示されることとなれば，対応する職員は申出人から反発，苦情，非難を受けることなどを恐れ，率直かつ詳細な記載を避け，必要な情報共有に消極的になるなど，苦情処理事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする諮問庁の説明は，これを否定することまではできない。

したがって，当該部分は法 7 8 条 1 項 7 号柱書きに該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，意見書において，諮問庁が新たに開示するとした部分について，不開示情報該当性がないと判断した理由の記載がない旨主張する。諮問庁において新たに開示すると判断した部分については，不開示事由に該当しないためと判断したものと解するところ，念のため当審査会事務局職員をしてその点について諮問庁に確認させたところ，当該部分については，他の部分で開示されている情報と同様の情報であり，法 7 8 条 1 項 6 号の不開示情報に該当せず，その他の同項各号にも該当しないと判断したことから，新たに開示するものであるとのことであった。

また，審査請求人はその他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報につき，その一部を法 7 8 条 1 項 6 号及び 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表の 4 欄に掲げる部分を除く部分は，同項 6 号及び 7 号柱書きに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，同欄に掲げる部分は，同項 6 号及び 7 号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

（第 3 部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号 及び文書名		2 諮問序がなお不開示とすべきとして いる部分	3 通 番	4 2 欄のうち 開示すべき部分
		該当部分		
			法 7 8 条 1 項 各 号 該 当 性	
1	作成資料 1	1 頁 1 行目ないし 3 2 行目, 2 頁 1 行目ないし 3 8 行目, 3 頁 1 行目, 2 行目	7 号 柱 書き	1 ー
2	作成資料 2	1 頁 9 行目, 1 0 行目, 1 1 行 目 2 文字目ないし最終文字, 1 2 行目 2 文字目ないし最終文 字, 1 3 行目 2 文字目ないし最 終文字, 1 4 行 2 文字目ないし 2 3 行目, 2 4 行目 2 文字目な いし 2 5 行目, 2 6 行目 2 文字 目ないし 3 3 行目, 2 頁 8 行目 ないし 1 3 行目, 1 4 行目 2 文 字目ないし最終文字, 1 5 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 6 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 7 行目 2 文字目ないし最終文 字, 1 8 行目 2 文字目ないし最 終文字, 2 7 行目ないし 3 4 行 目	7 号 柱 書き	2 1 頁 9 行目, 2 頁 8 行目, 2 7 行目
3	作成資料 3	1 頁 7 行目 7 文字目ないし 1 3 文字目, 1 0 行目ないし 1 2 行 目, 1 3 行目ないし 1 4 行目間 の画像, 1 4 行目, 1 5 行目, 2 2 行目 9 文字目ないし 1 5 文 字目, 2 4 行目ないし 3 0 行目	7 号 柱 書き	3 2 4 行目, 3 0 行目
4	作成資料 4	1 頁 1 行目ないし 3 3 行目, 2 頁 1 行目ないし 3 7 行目, 3 頁 1 行目ないし 8 行目	7 号 柱 書き	4 ー

5	作成資料 5	1 頁 7 行目 4 文字目ないし 9 文字目, 9 行目ないし 1 7 行目, 1 8 行目 2 文字目ないし最終文字, 2 0 行目ないし 2 9 行目, 3 1 行目 2 文字目ないし最終文字, 3 1 行目ないし 3 2 行目間の画像, 3 2 行目ないし 3 3 行目	7 号 柱書き	5	9 行目
		1 頁 3 4 行目 2 文字目ないし最終文字, 2 頁 2 行目ないし 1 3 行目	6 号	6	—
6	作成資料 6	1 頁 1 0 行目ないし 1 5 行目, 1 5 行目ないし 1 6 行目間の画像, 1 6 行目ないし 1 7 行目	7 号 柱書き	7	1 0 行目
7	作成資料 7	1 頁 1 行目ないし 3 7 行目, 2 頁 1 行目ないし 1 1 行目	7 号 柱書き	8	—
8	作成資料 8	1 頁 1 1 行目 1 0 文字目ないし 1 4 行目, 1 5 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 6 行目 2 文字目ないし 1 7 行目, 2 4 行目, 2 5 行目, 2 5 行目ないし 2 6 行目間の画像, 2 6 行目ないし 3 0 行目, 2 頁 1 0 行目ないし 1 6 行目	7 号 柱書き	9	1 頁 1 1 行目, 3 0 行目, 2 頁 1 0 行目
		1 頁 1 8 行目ないし 2 3 行目	6 号	1 0	—
9	作成資料 9	1 頁 2 行目ないし, 3 行目 2 文字目ないし 7 行目, 8 行目 2 文字目ないし 1 0 行目, 1 1 行目 2 文字目ないし 1 3 行目, 2 6 行目 2 文字目ないし 3 0 行目, 3 1 行目 2 文字目ないし 3 6 行目, 2 頁 1 行目, 1 3 行目 2 文字目ないし 1 8 行目, 2 2 行目 2 文字目ないし 2 7 行目, 3 3 行目 2 文字目ないし 3 7 行目, 3 頁 4 行目 2 文字目ないし 9 行	7 号 柱書き	1 1	—

		目			
		1 頁 1 4 行目 2 文字目ないし 2 5 行目, 1 頁手書き部分, 2 頁 2 行目 2 文字目ないし 1 2 行目, 1 9 行目 2 文字目ないし 2 1 行目, 2 8 行目 2 文字目ないし 3 2 行目, 3 8 行目 2 文字目ないし 4 1 行目, 2 頁手書き部分, 3 頁 1 行目ないし 3 行目, 1 0 行目 2 文字目ないし 1 7 行目, 3 頁手書き部分	6 号	1 2	—
1 0	作成資料 1 0	1 頁 9 行目ないし 1 4 行目, 1 4 行目ないし 1 5 行目間の画像, 1 5 行目ないし 2 1 行目, 2 1 行目ないし 2 2 行目間の画像, 2 2 行目, 2 3 行目, 2 4 行目から 2 8 行目, 2 頁 2 1 行目ないし 2 6 行目	7 号 柱書き	1 3	(1) 1 頁 2 6 行目 1 6 文字目ないし 2 8 行目 (2) 1 頁 9 行目, 2 頁 2 6 行目
		2 頁 8 行目 1 0 文字目ないし最終文字, 9 行目ないし 1 1 行目, 1 2 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 3 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 4 行目ないし 2 0 行目	6 号	1 4	2 頁 8 行目 1 0 文字目ないし最終文字
1 1	作成資料 1 1	1 頁 2 行目ないし 3 行目 2 文字目, 5 行目, 6 行目, 7 行目 2 文字目ないし 1 7 行目, 1 8 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 9 行目 2 文字目ないし 2 3 行目, 2 4 行目 2 文字目ないし 2 7 行目, 2 8 行目 2 文字目ないし 3 1 行目, 3 2 行目 2 文字目ないし 3 4 行目, 1 頁手書き部分, 2 頁 1 行目ないし 2 行目, 3 行目 2 文字目ないし 6 行目	6 号	1 5	—

1 2	作成資料 1 2	1 頁 9 行目, 1 0 行目 2 文字目 ないし 2 0 行目, 2 1 行目 2 文 字目ないし最終文字, 2 2 行目 2 文字目ないし 2 4 行目, 2 4 行目ないし 2 5 行目の間の画 像, 2 5 行目ないし 2 9 行目, 1 頁手書き部分, 2 頁 1 行目前 の画像, 1 行目, 2 行目, 1 2 行目ないし 3 1 行目	6 号	1 6	(1) 1 頁 2 2 行目 2 文字目な いし 2 6 行目, 2 4 行目と 2 5 行目の間の画 像, 2 頁 2 9 行 目 1 6 文字目な いし 3 1 行目 (2) 2 頁 1 2 行目
1 4	作成資料 1 4	1 頁 1 行目ないし 3 0 行目, 1 頁手書き部分, 2 頁 1 行目ない し 3 3 行目, 3 頁 1 行目ないし 1 2 行目	7 号 柱 書き	1 7	全て
1 5	作成資料 1 5	1 頁 1 行目ないし 3 5 行目, 右 側 8 行目ないし 9 行目, 1 頁手 書き部分, 2 頁 1 行目ないし 3 行目	6 号	1 8	ー
1 6	電子メー ル 1	1 頁 9 行目ないし 1 3 行目, 1 3 行目ないし 1 4 行目間の画 像, 1 4 行目ないし 1 6 行目, 1 6 行目ないし 1 7 行目間の画 像	6 号	1 9	1 頁 9 行目
		1 頁 1 7 行目ないし 1 9 行目, 2 0 行目 2 文字目ないし最終文 字, 2 1 行目 2 文字目ないし 3 0 行目	7 号 柱 書き	2 0	1 頁 3 0 行目
1 7	電子メー ル添付フ ァイル 1	1 頁 1 行目ないし 3 5 行目, 2 頁目 1 行目ないし 7 行目	6 号	2 1	ー
1 8	電子メー ル添付フ ァイル 2	1 頁 1 行目ないし 1 8 行目	7 号 柱 書き	2 2	全て
1 9	電子メー ル 2	1 頁 9 行目, 1 1 行目ないし 1 3 行目, 1 4 行目 2 文字目ない し 1 5 行目, 1 6 行目 2 文字目 ないし 2 0 行目, 2 頁目 1 行目	6 号	2 3	1 頁 9 行目, 1 1 行目, 2 0 行 目, 2 頁 1 行目

		ないし6行目			
		2頁目7行目ないし9行目, 10行目2文字目ないし最終文字, 11行目2文字目ないし最終文字, 12行目ないし20行目	7号柱書き	24	2頁20行目
20	電子メール3	1頁9行目, 11行目, 12行目, 13行目2文字目ないし14行目, 15行目2文字目ないし18行目, 19行目2文字目ないし最終文字, 20行目2文字目ないし27行目, 2頁6行目, 8行目ないし10行目, 11行目2文字目ないし12行目, 13行目2文字目ないし17行目, 31行目ないし33行目, 3頁1行目ないし3行目	6号	25	1頁9行目, 27行目, 2頁6行目, 8行目, 17行目, 31行目
		3頁4行目ないし6行目, 7行目2文字目ないし最終文字, 8行目2文字目ないし17行目	7号柱書き	26	3頁17行目
21	電子メール4	1頁9行目ないし14行目, 29行目, 31行目, 2頁1行目, 2行目2文字目ないし3行目, 4行目2文字目ないし16行目, 30行目ないし34行目, 35行目2文字目ないし36行目, 3頁1行目2文字目ないし5行目, 3頁19行目ないし24行目	6号	27	1頁9行目, 29行目, 2頁16行目, 30行目ないし32行目, 3頁5行目, 19行目
		3頁25行目ないし27行目, 28行目2文字目ないし最終文字, 29行目2文字目ないし35行目, 4頁1行目ないし3行目	7号柱書き	28	4頁3行目
22	電子メール5	1頁9行目ないし13行目, 14行目2文字目ないし最終文字, 15行目2文字目ないし1	7号柱書き	29	1頁9行目, 28行目, 4頁24行目, 5頁9

		6 行目, 1 6 行目ないし 1 7 行目間の画像, 1 7 行目ないし 2 8 行目, 4 頁 2 4 行目ないし 3 2 行目, 3 3 行目 2 文字目ないし最終文字, 3 4 行目 2 文字目ないし最終文字, 5 頁 1 行目ないし 9 行目			行目
		2 頁 1 4 行目ないし 1 9 行目, 3 頁 2 行目, 4 行目, 5 行目, 6 行目 2 文字目ないし 7 行目, 8 行目 2 文字目ないし 1 1 行目, 1 2 行目 2 文字目ないし最終文字, 1 3 行目 2 文字目ないし 2 0 行目, 3 4 行目, 4 頁 1 行目ないし 3 行目, 4 行目 2 文字目ないし 5 行目, 6 行目 2 文字目ないし 1 0 行目	6 号	3 0	2 頁 1 4 行目, 3 頁 2 行目, 2 0 行目, 3 4 行目, 4 頁 1 行目, 1 0 行目
2 3	電子メール添付ファイル 3	1 頁 1 行目ないし 4 0 行目, 2 頁 1 行目ないし 4 3 行目, 3 頁 1 行目ないし 5 行目	7 号 柱書き	3 1	ー
2 4	電子メール 6	1 頁 9 行目, 1 0 行目, 1 1 行 2 文字目ないし最終文字, 1 2 行 2 文字目ないし 1 3 行目, 1 4 行 2 文字目ないし 2 1 行目, 2 8 行目ないし 3 3 行目, 2 頁 1 行目ないし 1 2 行目, 1 3 行目 4 文字目ないし最終文字, 1 4 行目 4 文字目ないし 3 1 行目, 3 頁 1 行目ないし 9 行目, 1 0 行目 2 文字目ないし 1 2 行目, 1 3 行目 2 文字目ないし 1 5 行目, 1 6 行目 2 文字目ないし 1 7 行目, 1 8 行目 2 文字目ないし 3 3 行目, 4 頁 1 行目ないし 4 行目	7 号 柱書き	3 2	(1) 1 頁 9 行目, 2 1 行目 (2) 1 頁 2 8 行目ないし最終行, 2 頁ないし 4 頁
2 5	電子メール 7	1 頁 9 行目ないし 1 1 行目, 1 1 行目ないし 1 2 行目間の画	6 号	3 3	1 頁 9 行目, 1 9 行目, 3 頁 4

		像， 1 2 行目， 1 3 行目， 1 4 行目 2 文字目ないし 1 9 行目， 3 頁 4 行目ないし 9 行目最終文字， 2 4 行目， 2 6 行目ないし 2 7 行目， 2 8 行目 2 文字目ないし 2 9 行目， 3 0 行目 2 文字目ないし 3 2 行目， 4 頁 1 行目， 2 行目 2 文字目ないし最終文字， 3 行目 2 文字目ないし 1 0 行目， 2 4 行目， 2 6 行目ないし 2 8 行目， 2 9 行目 2 文字目ないし 3 0 行目， 3 1 行目 2 文字目ないし 3 5 行目， 5 頁 1 4 行目ないし 1 9 行目			行目， 2 4 行目 4 頁 1 0 行目， 2 4 行目， 2 6 行目， 3 5 行目， 5 頁 1 4 行目
		2 頁 2 行目ないし 5 行目， 7 行目 2 文字目ないし最終文字， 8 行目 2 文字目ないし 2 0 行目， 5 頁 2 0 行目ないし 2 2 行目， 2 3 行目 2 文字目ないし最終文字， 2 4 行目 2 文字目ないし 3 3 行目	7 号 柱書き	3 4	2 頁 2 行目， 2 0 行目， 5 頁 3 3 行目
		4 頁 2 5 行目， 5 頁 2 行目， 3 行目	新 た に 開示	—	—
2 6	電子メール添付ファイル 4	表中すべての記載	6 号	3 5	—
2 7	電子メール添付ファイル 5	1 頁 1 行目ないし 3 2 行目， 2 頁 1 行目ないし 3 8 行目， 3 頁 1 行目ないし 2 行目	7 号 柱書き	3 6	—
2 8	電子メール添付ファイル 6	1 頁 1 行目ないし 3 3 行目， 2 頁 1 行目ないし 3 7 行目， 3 頁 1 行目ないし 8 行目	7 号 柱書き	3 7	—
2 9	電子メール 8	1 頁 9 行目ないし 1 3 行目， 2 8 行目ないし 3 1 行目， 2 頁 1 行目， 2 行目 2 文字目ないし 7 行目， 3 頁 2 0 行目ないし 2 5 行目， 4 頁 1 0 行目， 1 2 行	6 号	3 8	1 頁 9 行目， 2 8 行目， 2 頁 7 行目， 3 頁 2 0 行目， 4 頁 1 0 行目， 2 8 行

		目， 1 3 行目， 1 4 行目 2 文字目ないし 1 5 行目， 1 6 行目 2 文字目ないし 1 9 行目， 2 0 行目 2 文字目ないし最終文字， 2 1 行目 2 文字目ないし 2 8 行目， 5 頁 9 行目， 1 1 行目ないし 1 3 行目， 1 4 行目 2 文字目ないし 1 5 行目， 1 6 行目 2 文字目ないし 2 0 行目， 6 頁 1 行目ないし 6 行目			目， 5 頁 9 行目， 1 1 行目， 2 0 行目， 6 頁 1 行目
		2 頁 2 1 行目ないし 2 5 行目， 2 6 行目 2 文字目ないし最終文字， 2 7 行目 2 文字目ないし 3 4 行目， 3 頁 1 行目ないし 5 行目， 6 頁 7 行目ないし 9 行目， 1 0 行目 2 文字目ないし最終文字， 1 1 行目 2 文字目ないし 2 0 行目	7 号 柱書き	3 9	2 頁 2 1 行目， 3 頁 5 行目， 6 頁 2 0 行目

(注 1) 当審査会事務局において該当箇所の記載方法を整理し，軽微な誤記を修正した。

(注 2) 不開示部分のない，文書番号 1 3 の記載は省略した。